

豊監告示第1号

豊中市監査基準に関する規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

○豊中市監査基準に関する規程

令和2年3月31日

豊監告示第1号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 一般基準（第3条—第8条）

第3章 実施基準（第9条—第16条）

第4章 報告基準（第17条—第21条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第198条の4第1項の規定に基づき、法第198条の3第1項に規定する監査基準を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 財務監査 法第199条第1項の規定による監査をいう。
- (2) 行政監査 法第199条第2項の規定による監査をいう。
- (3) 財政援助団体等監査 法第199条第7項の規定による監査をいう。
- (4) 決算審査 法第233条第2項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定による審査をいう。
- (5) 例月出納検査 法第235条の2第1項の規定による検査をいう。
- (6) 基金運用審査 法第241条第5項の規定による審査をいう。
- (7) 健全化判断比率等審査 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査をいう。
- (8) 内部統制評価報告書審査 法第150条第5項の規定による審査をいう。

第2章 一般基準

(監査等の目的)

第3条 監査等（法第198条の3第1項に規定する監査等をいう。以下同じ。）は、本市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって市民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、この規程に従い、公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

3 監査委員は、職務の遂行によって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、第17条に規定する監査等の結果に関する報告等（以下「監査等の結果に関する報告等」という。）を決定し、これを市議会及び市長等に提出する。

(監査等の範囲及び目的)

第4条 監査等のうち、この規程における監査等は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

(1) 財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

(2) 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

(3) 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。

(4) 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。

(5) 例月出納検査 会計管理者、上下水道事業管理者、病院事業管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。

(6) 基金運用審査 基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。

(7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する健全化判断比率をいう。以下同じ。）及び資金不足比率（同法第22条第2項に規定する資金不足比率をいう。以下同じ。）並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。

(8) 内部統制評価報告書審査 市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること。

2 財務監査は、法第199条第4項の規定による定期監査（以下「定期監査」という。）又は同条第5項の規定による随時監査として実施する。

3 行政監査は、定期監査と併せて実施することができる。

4 前3項に定めるものを除くほか、法令の規定により監査委員が行うこととされている監査等については、法令の規定に基づき、かつ、この規程の趣旨を鑑み、実施するものとする。

（倫理規範）

第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、この規程にのっとりその職務を遂行するものとする。

（独立性、公正不偏の態度及び正当な注意）

第6条 監査委員は、常に独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

（専門性）

第7条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事務の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持し、及び確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの規程にのっとり遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

（質の管理）

第8条 監査委員は、この規程にのっとり、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。

2 監査委員は、前項の規定による質の確保を図るため、監査委員の事務を補助する職員に対し、適切に指揮及び監督を行うものとする。

3 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠、結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

第3章 実施基準

（監査計画）

第9条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。

2 監査計画は、年間計画と実施計画に区分し、年間計画は毎会計年度開始前に、実施計画は監査等実施前に策定する。

3 年間計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 当該年度に実施する監査等の種類及びその対象
- (2) 監査等対象別実施予定時期
- (3) その他監査等実施予定に関し必要と認める事項

4 実施計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 監査等対象となる事務事業の範囲
- (2) 監査等実施上の着眼点
- (3) その他監査等実施上必要と認める事項

5 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第10条 監査委員は、監査等（内部統制評価報告書審査を除く。本条、次条第2項並びに第18条第3項及び第4項において同じ。）の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第11条 前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第12条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

2 監査委員は、監査等対象部局から監査等に必要な資料を提出させ、事務局職員を指揮監督して監査等を実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

第13条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜、監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第14条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(外部監査人等との連携)

第15条 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、外部監査人等との連携を図るものとする。

(監査等の講評)

第16条 監査委員は、必要があると認めるときは、監査等の結果に関する報告等の決定の前に監査等対象部局の長に講評し、これに対する弁明又は意見を聴取するものとする。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第17条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、市議会、市長及び関係のある委員会又は委員にこれを提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については、法第199条第11項の規定により勧告するものとする。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、市議会及び市長にこれを提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、その意見を市長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第18条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) この規程に準拠している旨

(2) 監査等の種類

- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合には、その旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 財務監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (2) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
- (4) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること。
- (5) 例月出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者、上下水道事業管理者、病院事業管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。
- (6) 基金運用審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。
- (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。
- (8) 内部統制評価報告書審査 市長が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査等によって得られた知見に基づき、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統

制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること。

- 3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合には、その旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合には、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。
- 5 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たると判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。

(合議)

第19条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
- (4) 決算審査に係る意見の決定
- (5) 基金運用審査に係る意見の決定
- (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
- (7) 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を市議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに、これらを公表するものとする。

(公表)

第20条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員（除斥その他の事由により財務監査、行政監査又は財政援助団体等監査を実施しなかった監査委員を除く。）の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容

(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第21条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるものとする。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に策定した年間計画は、第9条第2項の規定により策定された年間計画とみなす。

3 他の規程の一部改正〔略〕

附 則（令和3年3月31日豊監告示第1号）

この規定は、令和3年4月1日から施行する。